

令和〇〇年（〇）第〇〇号

## 差額負担の申出書

岡山地方裁判所第3民事部執行係 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

債権者 ○ ○ ○ ○ 印

上記事件について、令和〇〇年〇〇月〇〇日に剰余の見込みがない旨の通知書の送達を受けたが、差押債権者は、強制競売（担保不動産競売）の手續の続行を求めため、民事執行法63条2項2号（188条）により、下記のとおり申出をします。

記

手續費用及び優先債権の見込額を超える額（申出額）を金〇〇〇円と定める。

買受けの申出の額が上記申出額に達しないときは、債権者が申出額と買受けの申出の額との差額を負担する。

なお、その保証として、現金〇〇〇円（申出額と買受可能価額との差額に相当する金額）を提出する。